

日本食海外普及功労者表彰候補者推薦要領

第1 趣旨

「日本食海外普及功労者表彰事業実施要領」（平成18年2月20日付け17国際第1168号）（以下「実施要領」という。）第5に基づき、実施要領第4の2に定める功労者の候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、この要領の定めるところにより行うものとする。

第2 推薦基準

候補者は、海外に在住している者又は海外での在住経験がある者で、海外での日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品の紹介、普及等に多大な貢献をしてきた者であって、(1)から(4)までに掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、候補者は個人とするが、複数の者による共同での取組の場合には、連名であってもよい。

- (1) 日本食・食文化及び日本の農林水産物・食品について正確な知識を有する者であり、かつ、海外において日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品への理解を深めることに努め、特に顕著な実績を挙げた者
- (2) 海外において少なくとも5年を超え、日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品の普及に携わっている者であり、現地において高い評価を得ている者
- (3) 人格、識見及び力量が信頼するに足る者
- (4) 「日本食普及の特別親善大使及び日本食普及の親善大使設置要綱」（平成27年2月26日付け26食産第3953号）第4条に基づき、日本食普及の親善大使に任命されている者

第3 推薦人数

実施要領第4の2で定める者が行う推薦は、それぞれ3名を限度とする。

なお、管轄内に独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）の海外事務所や農林水産物等輸出促進全国協議会（以下「協議会」という。）会員の海外出先機関を有する在外公館にあっては、同事務所等との十分な意見調整を行い推薦する候補者の1本化を図るよう取り計らわたい。

第4 推薦方法

候補者の推薦は、別紙様式を農林水産省輸出・国際局輸出企画課宛てに提出することによって行うものとする。提出に当たっては、候補者の業績を証明する資料（報道記事等の写し（10枚程度を限度とする。））及び候補者の写真を添付すること。

なお、在外公館は外務省、JETROの海外事務所及び国内事務所はJETRO本部、協議会会員の海外出先機関は協議会会員、輸出支援プラットフォームは構成員となっている在外公館が外務省を通じ提出するものとする。

第5 その他（留意事項）

候補者を推薦する者は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 推薦に当たっては、必要に応じ、候補者本人の同意を得るものとする。
- (2) 外食産業又は流通業に従事する者を候補者として推薦する場合には、推薦時において、現に日本の農林水産物・食品を取り扱っているかどうかを確認するものとする。
- (3) 候補者については、協議会会員各位が帰属する業界や都道府県等に対する貢献に限定されるものではない。
- (4) 農林水産省からの各種問い合わせに対応すること。
- (5) 選考の経過及び結果に関する問い合わせは、しないこと。
- (6) 候補者が表彰を受ける功労者として決定した場合には、表彰式への出席等につき本人との連絡・調整等をお願いする。

附 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

別紙様式

日本食海外普及功労者表彰候補者推薦状	
推薦者	組織名/氏名
	担当者氏名 電話 E-mail
候補者	(ふりがな) 氏名 生年月日
	住所 電話 E-mail
履歴	現職
	過去の略歴
	(貢献年数)
推薦理由	業績名
その他参考 となる事項	

- (注1) 輸出支援プラットフォームからの推薦の場合は、「推薦理由」欄に輸出支援プラットフォームの構成員（組織名等）を記入すること。
- (注2) 他の受賞経歴がある場合は、「その他参考となる事項」欄に賞の名称、受賞年月、表彰実施者名等を記入すること。
- (注3) 外食産業又は流通業に従事する者の場合は、「その他参考となる事項」欄に日本の農林水産物・食品の取扱金額等を記入すること。
- (注4) 欄に書ききれない場合は、別紙として添付可。